

番 号	陳情 第4号	受理年月日	令6. 6. 5
件 名	川内原発20年運転延長について		
結 果	令和6. 9. 30第3回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、鹿児島市議会において、川内原発の基準地震動620ガルを超える震度6弱以上の地震が起きないという完全な保証がない限り、同原発の20年運転延長に反対する決議を行うとともに、鹿児島県、薩摩川内市、九州電力、原子力規制委員会に対し、20年運転延長に関する各種決定の白紙撤回を求めるよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方等について伺ったところ、川内原発1・2号機の運転期間20年延長について、九州電力は令和4年10月12日に原子力規制委員会へ運転期間延長認可に係る申請書を提出し、同委員会は5年11月1日に認可することを決定したところである。本市としては、同委員会が専門的見地から慎重かつ厳格な審査を行った上で運転延長を認可したことは、一定の安全性の確保が確認されたと言えるのではないかと考えている。また、本年1月の能登半島地震を受け、今後、同委員会において詳細な調査・分析等を行い、新たな知見が得られれば規制に反映するとされていることから、本市としては、その動向を注視するとともに、原発の運転は安全性の確保が大前提であり、住民の安全が確保されることが最優先であることから、今後とも国及び九州電力においては、市民への丁寧な説明及び徹底した安全対策を適切に行っていただきたいと考えている。

なお、川内原発の使用済み燃料については、同原発内の貯蔵状況や同燃料の搬出予定先とされる六ヶ所村の再処理工場の運転状況等を総合的に勘案し、計画的に搬出していくことであるが、六ヶ所村の再処理工場については、完成のめどは立っていないと認識している。

また、九州電力によると、同原発1・2号機の同燃料プールを共用化した場合、あと7年間は原発の運転が可能とのことであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「地震が起きないという完全な保障がない限り、川内原発の20年運転延長に反対するという陳情の要旨に賛同するとともに、20年運転延長した場合の核のゴミの処分について明確な手段がないまま川内原発が稼働していることは、住民の安心安全な生活を保障できておらず、議会としてしっかりと議論すべきと考えることから、本件については採択したい」という意見、「1点目に、川内原発の20年運転延長については、原子力規制委員会が専門的見地から慎重に審査し、認可されたものであること。2点目に、本年1月の能登半島地震を受けて、同委員会において詳細な調査・分析等を行い、新たな知見が得られれば規制に反

映するということであるが、現時点で新たな知見は得られておらず、本市としては今後もその動向を見守らざるを得ないこと。3点目に、陳情の要旨に薩摩川内市の決定に対し、白紙撤回を求めていただきたいとあるが、地元自治体の決定に対し、本市は撤回を求める立場にはないと考えること。以上のような理由から、「本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。